# 「医師賠償責任保険制度」

# 募集案内

## 令和9年 新規募集

保険期間：令和9年2月1日～令和10年2月1日




THE JAPANESE SOCIETY OF PATHOLOGY

診断病理に携わる者の安全と発展のために

一般社団法人 日本病理学会

## ご加入のおすすめ

当学会が皆様の業務支援を目的として創設した「医師賠償責任保険」補償制度は、着実に加入者が増えており、被保険者数は1,800名を超えました。

今年度募集にあたりましては、既にご加入の会員の方々は自動継続となりますので、あらかじめご了承ください。（加入内容の変更又は脱退のお申し出があった場合を除きます。）加えまして未加入の病理専門医およびこれから病理専門医を目指しておられます当学会会員の方々へご案内をさせていただきます。

ご承知の通り、医療上の事故に対する賠償責任は、訴訟事例数の高止まりと賠償金額の高額化という状況をたどっております。　診断病理に携わる学会会員の皆様には、万が一の事故への準備として関心が強いものと拝察致しますので、この機会に是非ご加入されますようご案内申し上げます。

一般社団法人 日本病理学会 理事長　小田　義直

**●この保険は、「一般社団法人 日本病理学会」が保険契約者となる団体契約です。**

**●団体割引20%が適用されます。**

**●この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が「一般社団法人日本病理学会」の会員である医師及び歯科医師である場合に限ります。**

団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらためて変更後の内容をご案内いたします。

## 勤務医向け医師賠償責任保険　勤務医個人への損害賠償請求に備えて

### 保険金をお支払いする主な場合

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※「身体の傷害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

○医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時

○被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

### [具体的事故例]

a）病理診断の誤りによる事故　b）検体の取り違いによる事故　c）手術（吸引細胞診を含みます。）、注射にまつわる事故 等

弁護士費用のみでも、2～300万円、損害賠償金においては、3,000万円超となるケースも発生しております。

**■代理店・扱者：株式会社 サリー・ジョイス・ジャパン**

〒102-0075 東京都千代田区三番町6 三番町KB-6ビル5F フリーダイヤル:0120-305-660 フリーファックス:0120-002-998

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## お支払いの対象となる損害

| 損害の種類 | 内　　容 |
|---|---|
| ①損害賠償金 | 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。） |
| ②損害防止費用 | 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 |
| ③権利保全行使費用 | 発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用 |
| ④緊急措置費用 | 事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用 |
| ⑤協力費用 | 引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用 |
| ⑥争訟費用 | 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用 |

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

○お支払いする争訟費用の額 ＝ ⑥争訟費用の額 × 支払限度額 / ①損害賠償金の額

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。
適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
「①損害賠償金」についてのご注意
被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

## 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
○被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
○被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
○地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
○液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
○原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）　等

＜特別約款でお支払いしない主な場合ー医師特別約款＞

○被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
○名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
○美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
○医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
○所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。　等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## 支払限度額および保険料　支払限度額の大きい「100セット」をおすすめします。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。 ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は上記「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。
免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。
お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、下記のセット名一覧表および加入申込票にてご確認ください。
※加入者が500名以上の場合の保険料です。団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。
変更となる場合には、あらためて変更後の内容をご案内いたします。
※日本医師会のA会員になっている方は、ご加入できませんのでご注意ください。

| 契約セット | 支払限度額 | | 免責金額 | 保険料（勤務医1名・1年間につき） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 医療上の事故 | | | | |
| | 1事故につき | 保険期間中につき | | 医　師 | 歯科医師 |
| 20 | 2,000万円 | 6,000万円 | なし | 27,530円 | 3,620円 |
| 50 | 5,000万円 | 1億5,000万円 | なし | 34,580円 | 4,290円 |
| 100 | 1億円 | 3億円 | なし | 40,660円 | 5,410円 |

## 日本病理学会「医師賠償責任保険制度」のメリット

### 1.団体契約のため、個別加入に比べて割安な保険料を実現

加入者が多いほど保険料の割引率が大きくなります。
例えば、加入者500名以上の場合、20%割引となります。

タイプ100の場合
- 学会制度保険料 → 40,660円
- 個別契約保険料 → 50,830円

### 2.日本病理学会が運営するため、事故の時も安心!

この制度は、日本病理学会が会員のために一括して保険会社と団体契約を締結しますので、事故の際は保険会社の病理学会担当スタッフが親身なアドバイス等お手伝いを確実に行います。


**■一般社団法人 日本病理学会事務局**
〒101-0041　東京都千代田区神田須田町2-17 神田INビル6階　TEL:03-6206-9070 FAX:03-6206-9077

**■引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社 東京東支店 第二支社**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館14階　TEL:03-3259-6834　FAX:03-3259-5579


三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に 2027 年 4 月 1 日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。
三井住友海上火災保険株式会社としてお手続きいただきました保険契約につきましては、合併後の新会社へ継承させていただきます。
合併後も一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

## 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびＭＳ＆ＡＤインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）をご覧ください。

## 募　集　要　領

1.募集期間　令和８年１１月初旬～令和８年12月１４日（中途加入は随時受付）
2.保険期間　令和９年2月１日～令和１０年2月１日午後4時まで１年間
3.加入方法　別紙「加入申込票」に必要事項をご記入の上、下記までご郵送ください。
一般社団法人　日本病理学会　事務局
〒101-0041　東京都千代田区神田須田町2-17　神田INビル6階　TEL:03-6206-9070 FAX:03-6206-9077
保険料は、別紙「加入申込票」にご指定された口座より令和9年3月1日に引き落としされます。
4.「医師賠償責任保険」は、日本国の医師免許および歯科医師免許を取得されている方が対象となります。
5.<自動継続の取扱いについて>
前年からご加入されている皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集において前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
加入内容の変更や継続停止をご希望の際は、令和8年12月14日　までに一般社団法人　日本病理学会　事務局までご連絡ください。
6.新規にご加入を希望される場合で、令和8年12月14日までに加入申込票が到着しない場合は、到着日に応じて中途加入扱いとなります。
中途加入は毎月20日を締切日とし、締切日までに到着した分については翌月1日を補償開始日とします。
保険料は到着日の翌月27日に指定口座からの引き落としとなります。中途加入扱いとなった場合の保険料は下記【中途加入方法】欄でご確認ください。
7.加入者証は2月以降にお届けいたします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

## 中途加入方法

●2月1日以降ご加入を希望される方は、加入月によって月割で保険料を計算致します。

| 加入月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月割係数 | 12/12 | 11/12 | 10/12 | 9/12 | 8/12 | 7/12 | 6/12 | 5/12 | 4/12 | 3/12 | 2/12 | 1/12 |

●例えば、勤務医向けパターン100に5月加入の場合 ▶ $40{,}660\times\frac{9}{12}=30{,}500$円
（年間保険料）（月割係数）（1円単位を四捨五入）

4月20日までに到着した場合、翌月5月1日から令和10年2月1日までの補償となります。（保険料は5月に引き落しとなります）

## 事故発生時の注意点等

●【事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等】
**医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。**

①損害の発生および拡大の防止　②相手の確認　③目撃者の確認

詳細は、「重要事項のご説明」の「その他のご説明」をご参照ください。

**三井住友海上へのご連絡は**
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は　いち早く
**0120-258-189**（無料）へ

●<示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。>
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

●<保険会社破綻時等の取扱い>
○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が２０人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は８０％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は１００％補償されます。
○また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

●**ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。**

## 問合わせ先

代理店・扱者
**株式会社 サリー・ジョイス・ジャパン**
〒102-0075 東京都千代田区三番町6 三番町KB-6ビル5F
フリーダイヤル:0120-305-660 フリーファックス:0120-002-998

引受保険会社
**三井住友海上火災保険株式会社 東京東支店 第二支社**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1　三井住友海上駿河台新館14階
TEL:03-3259-6834　FAX:03-3259-5579

A26-101004 承認年月 2026 年 10 月

2015年10月1日以降始期契約用

医師賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ

# 重要事項のご説明

**この書面では医師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。**
**お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。**
**ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。**
**申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。**

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### （1）商品の仕組み

| 保険の種類 | 商品の仕組み |
|---|---|
| **医師賠償責任保険** | 賠償責任保険普通保険約款<br>＋ 医師特別約款<br>＋ 代位求償権行使に関する特約（自動セット） |

### （2）補償内容

■被保険者

| 保険の種類 | 被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。） |
|---|---|
| **医師賠償責任保険** | 加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。 |

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合
パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害
パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

### （3）セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

### （4）保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として１年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

### （5）支払限度額等

パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内をご参照ください。

## 2. 保険料

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

## 3. 保険料の払込方法について

パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内をご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「**6. 解約と解約返れい金**」をご参照ください。

# 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### （1）ご加入時における注意事項（告知義務－加入申込票の記載上の注意事項）

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。
加入申込票(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。
（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

### （2）ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ○勤務医である被保険者が新たに開業される場合、または勤務医でなくなる場合
- ○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は、第1回分割保険料）は、パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内記載の方法により払い込んでください。記載の方法により**保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。**

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### （1）保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### （2）重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内記載の方法により払い込んでください。パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

## 7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内をご参照ください。

## 8. 契約取扱者の権限

パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内をご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文「医師賠償責任保険制度」募集案内をご参照ください。

### この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者　　株式会社サリー・ジョイス・ジャパン
〒102-0075　東京都千代田区三番町6　三番町KB－6ビル5階
TEL：0120-305-660　FAX：0120-002-998

### 保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

三井住友海上お客さまデスク
**0120-632-277（無料）**
チャットサポートなどの各種サービス
こちらからアクセスできます。
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター**
**0570-022-808（ナビダイヤル（有料））**
【受付時間】 平日 9：15～17：00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

# その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## 1. お申込み時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

### ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〇著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

## 2. お申込み後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

### 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

## 3. 事故が起こった場合の手続

### 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方に、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。
なお、必要に応じて下表の書類以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

| 保険金のご請求に必要な書類 | 書類の例 |
|---|---|
| (1)引受保険会社所定の保険金請求書 | 引受保険会社所定の保険金請求書 |
| (2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注)<br>(注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。 | 引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録 |
| (3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 | |
| ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 | 診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 |
| ②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 | 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 |
| ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 | |
| ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 | 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 |
| ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類 | 権利移転証(兼)念書 |
| (4)被保険者が負担した費用の額を示す書類 | 支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書 |
| (5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 | |
| ①保険金請求権者を確認する書類 | 住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 |
| ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 | 引受保険会社所定の同意書 |
| ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 | 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 |
| ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類 | 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書 |

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。